

【予防接種健康被害救済制度等における給付額・請求期限について】

令和7年4月10日 札幌市作成

給付の種類	予防接種健康被害救済制度 「臨時接種」		予防接種健康被害救済制度 「B類疾病の定期接種」		医薬品副作用被害救済制度 「任意接種」	
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (<u>入院相当に限定しない</u>)	<u>請求期限なし</u>	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (<u>入院相当に限定</u>)	請求期限： 当該医療の支給対象となる費用の支払が行われた時から <u>5年以内</u> 。	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (<u>入院相当に限定</u>)	請求期限： 当該医療の支給対象となる費用の支払が行われた時から <u>5年以内</u> 。
医療手当	通院3日未満（月額）37,900円 通院3日以上（月額）39,900円 入院8日未満（月額）37,900円 入院8日以上（月額）39,900円 同一月入通院（月額）39,900円		通院3日未満（月額）37,900円 通院3日以上（月額）39,900円 入院8日未満（月額）37,900円 入院8日以上（月額）39,900円 同一月入通院（月額）39,900円 (<u>通院は入院相当に限定</u>)	請求期限： 医療が行われた日の属する月の翌月の初日から <u>5年以内</u> 。	通院3日未満（月額）37,900円 通院3日以上（月額）39,900円 入院8日未満（月額）37,900円 入院8日以上（月額）39,900円 同一月入通院（月額）39,900円 (<u>通院は入院相当に限定</u>)	請求期限： 医療が行われた日の属する月の翌月の初日から <u>5年以内</u> 。
障害児養育年金	1級（年額）1,714,800円 2級（年額）1,371,600円				1級（年額）952,800円 2級（年額）762,000円	<u>請求期限なし</u>
障害年金	1級（年額）5,481,000円 2級（年額）4,384,800円 3級（年額）3,289,200円		1級（年額）3,045,600円 2級（年額）2,436,000円	<u>請求期限なし</u>	1級（年額）3,045,600円 2級（年額）2,436,000円	
死亡した場合の補償	死亡一時金 48,000,000円		・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,992,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,664,000円（10年を限度）	請求期限： 死亡の時から <u>5年以内</u> 。 ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給決定があった場合には、死亡の時から2年以内。	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,992,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,664,000円（10年を限度）	
葬祭料	219,000円		219,000円		219,000円	

※各給付の単価は2025年4月現在のもの。各給付（医療費は除く）の給付額は、通院・入院した年月や死亡した年月等によって異なります。

出典：令和5年12月25日厚生労働省開催「第32回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会資料」を改編